

## 千秋公園関係者連絡会設置要綱

〔 令和 2 年 2 月 14 日 〕  
部 長 決 裁

(設置)

第 1 条 千秋公園再整備基本計画（平成30年 3 月改定）に基づき、千秋公園に関わる居住者、民間事業者、関係団体および行政等が、情報交換および連絡調整を行うことで、千秋公園の魅力向上に向けた連携を図ることを目的とし、千秋公園関係者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千秋公園の整備、管理および運営についての情報交換に関する事項
- (2) 千秋公園の整備、管理および運営についての連絡調整に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、連絡会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第 3 条 連絡会は、居住者、別表 1 に掲げる民間事業者等および関係団体ならびに別表 2 の職にある者をもって構成する。

(会長および副会長)

第 4 条 連絡会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長は公園課長を、副会長は公園課施設担当課長をもって充てる。
- 3 会長は、連絡会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務局は、建設部公園課に置き、会務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

ア 民間事業者等

名 称
彌高神社
株式会社イヤタカ
株式会社せん
株式会社中央不動産事務所
鯉茶屋
八幡秋田神社
与次郎稻荷神社

イ 関係団体

名 称
公益財団法人秋田市観光コンベンション協会
秋田市観光案内人の会
久保田城址歴史案内ボランティアの会

別表 2（第 3 条関係）

役 職
秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館事務長
秋田市建設部公園課長
秋田市建設部公園課施設担当課長